

問 I - 9 - ⑤ (都道府県による判断の違い)

公益認定の申請先が都道府県である場合、都道府県によって、異なる公益認定の判断が行われる可能性はないのでしょうか。

答

1 旧制度の下では、公益法人の設立許可要件について、民法の条文上は詳細な規定がなく、主務官庁の裁量に委ねられる部分が多くありました。これに対して、新制度の下では、公益認定法上に、公益認定の要件について詳細な基準が法定されています(公益認定法第5条各号)。

2 もとより、各都道府県における個々の事案の判断については、条例で設置される民間有識者から成る合議制の機関が事案の内容を審査し、その判断が尊重されることとなります。しかしながら、合議制の機関については、政令が定める組織及び運営の基準に従い設置されるものであり、また、全都道府県を通じて、同じ審査基準(注)が採用されています。

加えて、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間又は都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、国と各都道府県の間で相互に緊密な連携を図っていくこととしています。

(注)「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正)

3 さらに、地域間の均衡を図るため特に必要がある場合には、内閣総理大臣は、都道府県知事に対して勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置を行うことを指示することができるかとされています(公益法人認定法第60条)。

内閣総理大臣によるこの指示権は、地域間で認定制度の運用に許容し難い著しい格差が生じ、制度に対する信頼や公平が損なわれること等を回避するための例外的な措置です。しかしながら、こうした事後の是正措置の規定も含めて、上述のとおり同一の法令と同一の審査基準、同様の判断主体という制度が採用されたことにより、都道府県が違っても、同様の事案について同様の判断が行われていくようにするための制度的な枠組みが設けられています。

(参照条文)

公益法人認定法第60条 内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第28条第1項の勧告若しくは同条第3項の規定による命令又は第29条第2項の規定による公益認定の取消その他の措置を行うことを指示することができる。